

第三十二号

徳島県個人情報保護条例の一部改正について

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条・」を「第四十一条の二」に改める。

第一条中「機関」の下に「及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を加える。

第二条第一号中「病院事業管理者」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人」を加え、同条第三号中「が職務上」を「（県が設立した地方独立行政法人にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上」に改め、同条第五号中「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を削る。

第五条第四項第一号中「県」の下に「又は県が設立した地方独立行政法人」を加える。

第七条第六号中「又は」の下に「県が設立した地方独立行政法人以外の」を加える。

第二章第三節中第四十二条の前に次の一条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第四十一条の二 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該県が設立した地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づく異議申立てをすることができる。

第四十二条中「（昭和三十七年法律第百六十号）」を削る。

附則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定により社団法人全国社会保険協会連合会に対してなされた請求その他の行為で施行日以後においては地方独立行政法人徳島県鳴門病院が処理することとなる事務に係るものは、改正後の徳島県個人情報保護条例の相当規定により同法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

提案理由

地方独立行政法人徳島県鳴門病院が設立されることに鑑み、本県の個人情報保護制度の更なる充実を図り、もって個人の権利利益の保護に資するため、実施機関に県が設立した地方独立行政法人を追加する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。